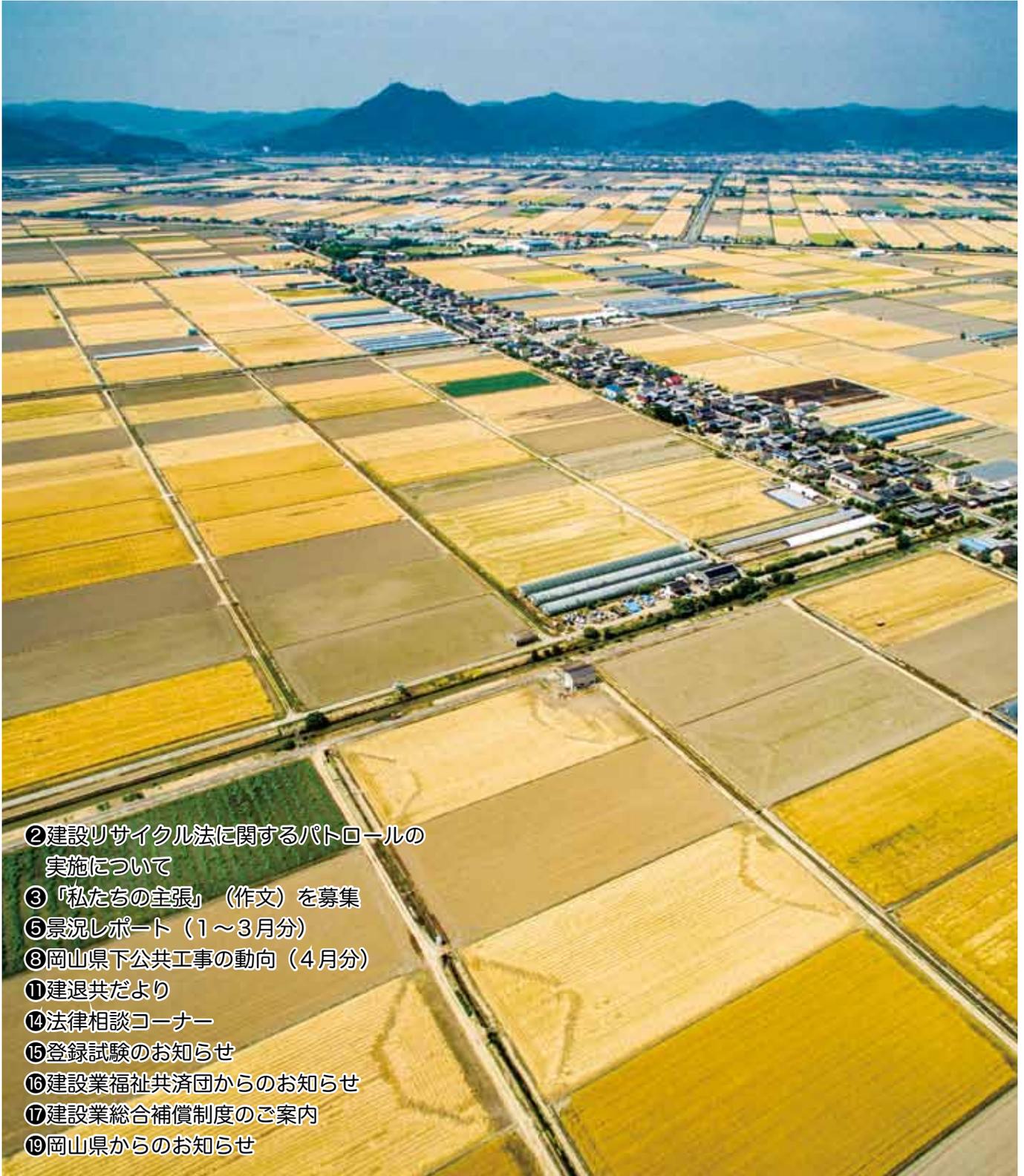


Okakenkyo News Letter

2025
5月
861号

岡山県建設業協会 **会報**



- ② 建設リサイクル法に関するパトロールの実施について
- ③ 「私たちの主張」(作文)を募集
- ⑤ 景況レポート(1~3月分)
- ⑧ 岡山県下公共工事の動向(4月分)
- ⑩ 建退共だより
- ⑭ 法律相談コーナー
- ⑮ 登録試験のお知らせ
- ⑯ 建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑰ 建設業総合補償制度のご案内
- ⑲ 岡山県からのお知らせ

児島湾干拓地のビール麦畑[岡山市](提供:岡山県観光連盟)

建設リサイクル法に関する パトロールの実施について

ー岡山県 岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 総社市 新見市ー

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）は、循環型社会形成と生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

建設リサイクル法について、事業者や県民の理解と認識を深めるとともに、建築物の分別解体や建設工事に係る再資源化等の徹底を図るため、県内一斉パトロールを年2回実施しており、本年1回目を6月に実施します。

会員の皆様方におかれましても、建設リサイクル法をあらためて遵守いただきますようご協力をお願いいたします。



（「私たちの主張」（作文）を募集）

建設産業で働く皆さんへ

国土交通省と建設産業人材確保・育成推進協議会では、皆さんの建設産業への熱い想いを伝えていただくとともに、一般の人たちへ建設産業の役割や重要性について理解と関心を高めていただくために、建設産業で働く皆さんの主張を募集します。

1 募集対象	建設産業の仕事に従事している方
2 募集テーマ	建設産業にまつわる内容で、以下のテーマで作品を募集します。 ◎未来を築く「こどもたち」に伝えたい建設産業の魅力 又は ◎建設産業の役割と未来
3 応募作	・応募作は自作の未発表のものに限ります。AI（人工知能）により生成された文章を用いた応募はできません。 ・作品は本文1,600字～2,000字以内。 ・作品の冒頭には募集テーマとタイトルを付し、会社名・氏名を記入してください。 ・作品のタイトルは募集テーマとは異なるものにしてください。 ・パソコン等で作成した作品は、電子データでも提出可能です。 ・用紙で提出する場合は、A4サイズの本用紙又は無地の紙を使用し、印刷又はコピーでも提出可能ですが片面印刷をお願いします。 ※団体・会社等を経由して応募する場合は、応募方法は団体・会社等の指示に従ってください。
4 応募期間	令和7年5月8日（木）～6月30日（月）（当日消印有効）
5 応募方法	📄 用紙によるご応募の場合 必要事項を記入した応募用紙に作品を添え、応募先（裏面参照）又は建設産業人材確保・育成推進協議会（事務局：建設業振興基金）にお送りください。作品は折らないで同封してください。 📧 電子データによるご応募の場合 原則、特設サイトからダウンロードした応募フォーム（doc,docx,txt）のいずれかに必要事項を入力し、電子メールに添付のうえ送信してください。 🌐 WEBからのご応募の場合 特設サイトから応募サイトにアクセスいただき必要事項を入力し、ご応募ください。  WEBサイト「建設現場へGO!」トップページに、作文コンクール特設サイトのバナーがございますのでアクセスしてください。 ※団体・会社等で作品をとりまとめて提出いただく際の注意事項 用紙の作品には1作品ずつ応募用紙を添付してください。電子データの作品は応募書類を利用し1作品1ファイルとして、メールに添付して送信いただくか、CD-R等に格納してお送りください。
6 審査	国土交通省に設置する「優秀作選考委員会」において行います。
7 表彰及び発表	国土交通大臣賞……………1名程度（賞状及び副賞） 国土交通省不動産・建設経済局長賞……………2名程度（賞状） 優秀賞……………5名程度（賞状） 入賞者は令和7年10月頃、国土交通省及び（一財）建設業振興基金HP等で公表します。国土交通大臣賞は、国土交通省において、令和7年10月に表彰を行い、同日に開催する令和7年度優秀施工者国土交通大臣顕彰式典にも参加いただく予定です。また、その他の入賞者については、地方整備局等において表彰を行う予定です。

※入賞作品は、国土交通省HP、（一財）建設業振興基金HPや機関誌、新聞等に掲載させていただくと共に、建設産業人材確保・育成推進協議会が実施する半い子確保・育成に関する事業において紹介させていただきます。ご応募によっていただきました個人情報は、その用途に必要な範囲内で利用し、応募者の同意を得ずに利用目的を超えて利用することはありません。入賞作の権利は国土交通省に帰属し、応募作は返却致しません。また、入賞者につきましては、必要に応じて顔写真の提供をご依頼させていただきます。ご提供いただきました顔写真についても、入賞作品と合わせて、国土交通省HP、（一財）建設業振興基金HPや機関誌、新聞等に掲載をさせていただきます。
※入賞者の受領経験者は入賞候補からは除外させていただきます。

問合せ先 | (一財) 建設業振興基金 経営基盤整備支援センター「私たちの主張」係
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館6階
TEL：03-5473-4572 MAIL：jinzai@kensetsu-kikin.or.jp

私たちの主張

応募用紙

⚠ 応募用紙記入上の注意

下記事項を記入の上、応募作品に添付して応募先（裏面参照）または事務局（建設業振興基金）にお送りください。

※団体・会社で応募する場合は、応募方法は所属の団体・会社の指示に従ってください。

募集テーマ (○を付けてください)	未来を築く「こどもたち」に 伝えたい建設産業の魅力		建設産業の役割と未来	
タイトル				
氏名	(ふりがな)	本文の文字数	文字	
年齢	歳	性別 (○を付けてください)	男	女
自宅住所	〒			
電話番号				
メールアドレス				
所属する 都道府県建設業協会	所属 (建設業協会)	無所属	
会社名				
会社住所	〒			
会社電話番号				
職種	該当する職種に○を付けてください 施工管理・技能職・設計・積算・事務・営業・その他 ()			
建設産業における 勤続年数	年	か月		

この応募用紙を作品の表紙としてお使いください

景況レポート（1月～3月）

西日本建設業保証(株)岡山支店

建設業景況調査とは

- ・「建設業の景況調査」は、建設業の景気の現況と先行きを総合的に迅速かつ的確に把握することを目的としています。
- ・「建設業景況調査結果」は、建設企業に対して実施した景気等に関する意識調査の結果を集計したものです。
- ・調査時期は、毎年3、6、9、12月です。
例：6月調査の場合、今期実績は4～6月、来期見通しは7～9月分です。
- ・データは「全国版」と「西日本各ブロック版（近畿・中国・四国・九州）」があります。
- ・全国版は、北海道建設業信用保証(株)、東日本建設業保証(株)と西日本建設業保証(株)3社による合同調査です。

B.S.I.について

<B.S.I.とは>

景気の先行きをみる上で、企業経営者の意識調査を行うことがあります。この建設業景況調査は、景気等に関して個々の建設企業の意識調査を行ったものです。そして、この意識調査の結果を数値化して表したものが、**B.S.I.（ビジネス・サーベイ・インデックス＝景況判断指数）**です。

<B.S.I.の求め方>

集計結果から、以下の方法によりB.S.I.が求められます。

【回答企業構成比】

（景況調査集計）（B.S.I.集計）

良	い	10%	}	良	い	25%	B.S.I. =（「良い」と回答した企業割合－「悪い」と回答した 企業割合）×1/2 =（25－30）×1/2 =△2.5
やや良		15%		良	い	25%	
変わらず		45%	—	変わらず	45%		
やや悪		20%	}	悪	い	30%	
悪	い	10%		悪	い	30%	
合	計	100%		合	計	100%	

<B.S.I.の見方>

B.S.I.は「良い」「悪い」などの変更方向別回答数の構成比から全体趨勢を判断するものです。すべての企業が「良い」と見ている場合、B.S.I.は50、逆は△50、すべてが「変わらず」の場合は0となります。

<季節調整済のB.S.I.について>

「季節調整済み」とは、季節調整法により、毎年繰り返される季節的な変動を取り除いていることを示します。例えば、百貨店の売上げは、社会的慣習である中元や歳暮のシーズンには前期比で大幅に伸びますが、この伸びは景気回復によるものなのか、あるいは単に中元・歳暮という季節的な変動によるものなのか、よくわかりません。そこで、景気動向の趨勢を見るためには、この季節的な変動を取り除く必要があります。このため、本調査では、このような季節的な変動をもった調査項目は、季節調整を行って表示しています。

I. 岡山県の状況

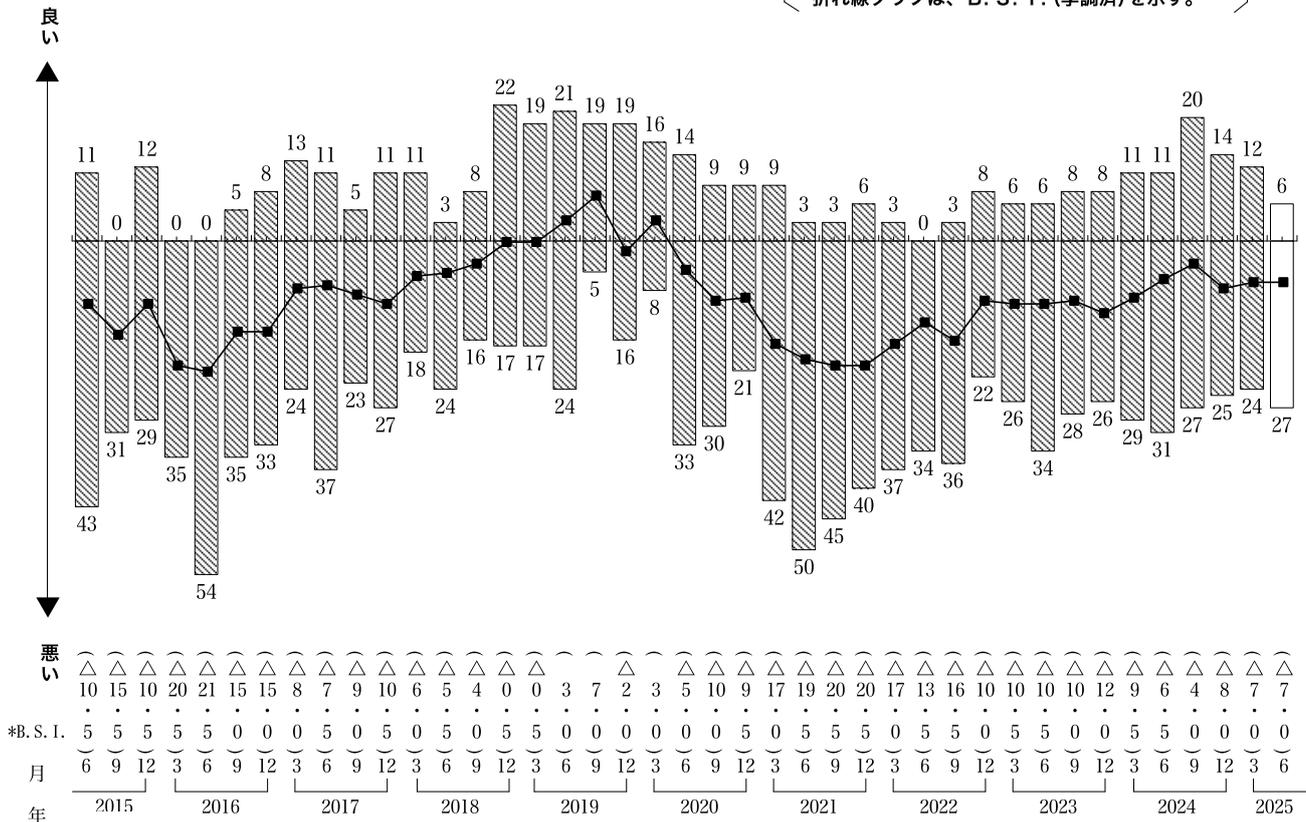
1. 概 観

項 目	前期	今期		来期		
	B. S. I. 値	推移方向 (前期比)	B. S. I. 値	推移方向 (今期比)	B. S. I. 値	
(1) 業 況 等	地元建設業界の景気※	△ 8.0	↗	△ 7.0	⇒	△ 7.0
(2) 受 注	受 注 総 額※	△ 6.5	↗	△ 3.5	↘	△ 7.5
	官 公 庁 工 事※	△ 9.0	↘	△ 11.5	↘	△ 15.0
	民 間 工 事※	△ 3.0	↗	0.0	↘	△ 3.5
(3) 資金繰り	資 金 繰 り※	4.5	↘	2.5	↘	△ 2.0
(4) 金 融	銀行等貸出傾向	5.0	↘	3.5	↘	0.0
	短期借入金※	△ 4.5	↗	2.0	↘	0.5
	短期借入金利	19.0	↗	24.0	↗	29.5
(5) 資 材	資 材 の 調 達※	△ 0.5	↘	△ 3.0	↘	△ 5.5
	資 材 の 価 格	25.5	↗	31.0	↗	36.5
(6) 労 務	建設労働者の確保※	△ 27.0	↘	△ 28.5	↘	△ 32.0
	建設労働者の賃金	21.0	↗	30.0	↗	37.0
(7) 収 益	※	△ 3.5	↗	△ 3.0	↘	△ 16.0

(注) ・B.S.I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
 ・B.S.I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
 ・表中の※印は、季節調整項目を示す。

2. 地元建設業界の景気

・棒グラフは、回答企業の構成比 (%) を示す。
 ・折れ線グラフは、B. S. I. (季調済) を示す。



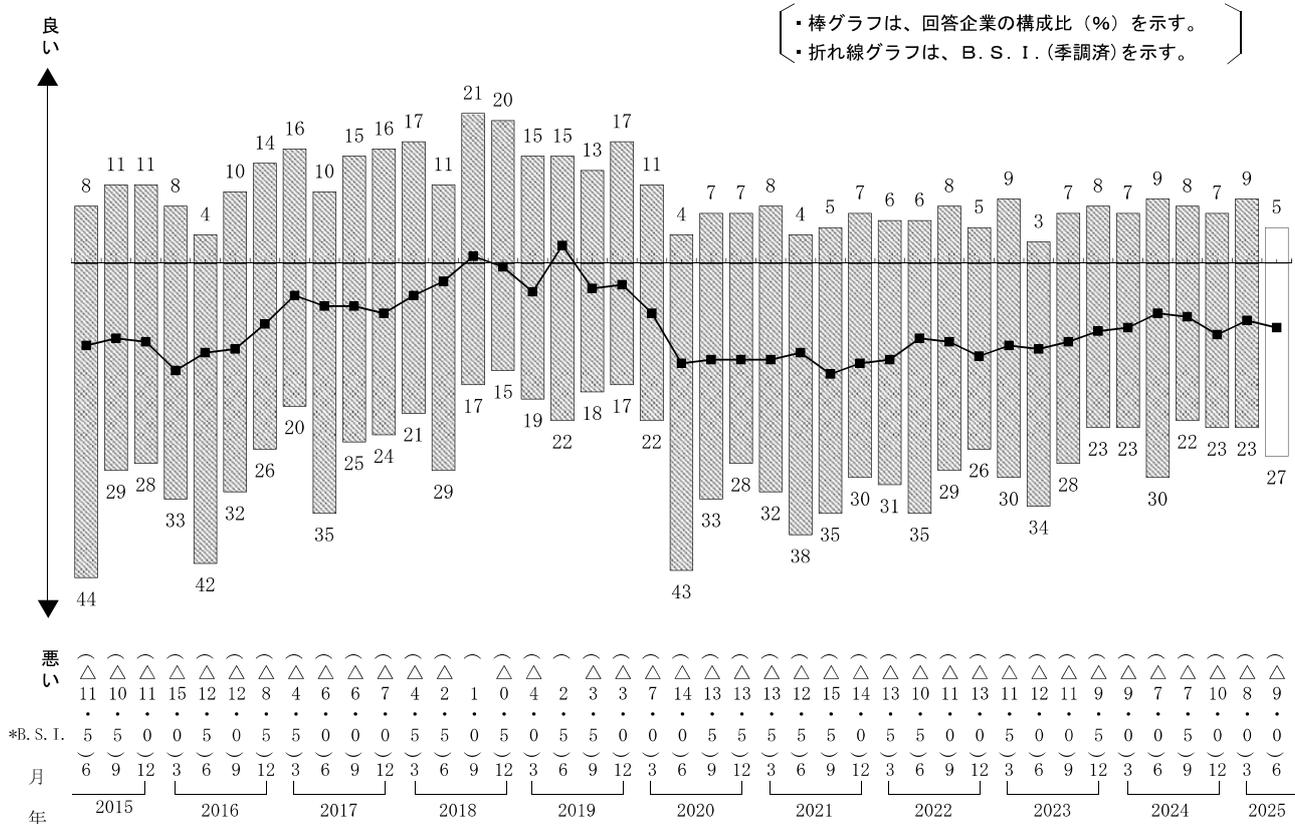
Ⅱ. 中国地区の状況

1. 概 観

項 目	目	前期	今期		来期	
		B. S. I. 値	推移方向 (前期比)	B. S. I. 値	推移方向 (今期比)	B. S. I. 値
(1) 業 況 等	地元建設業界の景気※	△ 10.0	↗	△ 8.0	↘	△ 9.0
(2) 受 注	受 注 総 額※	△ 10.5	↘	△ 12.5	↗	△ 10.0
	官 公 庁 工 事※	△ 11.0	↘	△ 13.5	↗	△ 9.5
	民 間 工 事※	△ 9.5	↗	△ 6.0	↗	△ 3.0
(3) 資 金 繰 り	資 金 繰 り※	1.0	↘	0.0	↘	△ 1.0
(4) 金 融	銀行等貸出傾向	5.5	↘	5.0	↘	4.0
	短期借入金※	△ 1.5	↗	3.0	↘	△ 0.5
	短期借入金利	16.0	↗	19.0	↗	22.0
(5) 資 材	資 材 の 調 達※	△ 3.0	↘	△ 3.5	⇔	△ 3.5
	資 材 の 価 格	23.5	↗	29.5	↗	31.5
(6) 労 務	建設労働者の確保※	△ 24.0	↘	△ 26.5	↘	△ 27.5
	建設労働者の賃金	22.0	↗	26.5	↗	29.5
(7) 収 益	※	△ 8.0	↗	△ 7.0	↘	△ 13.0

(注) ・B. S. I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
 ・B. S. I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
 ・表中の※印は、季節調整項目を示す。

2. 地元建設業界の景気



地元建設業界の景気等詳細につきましては、こちらからご覧ください。
<https://www.wjcs.net/keikyo/>

岡山県下公共工事の動向 〈4月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

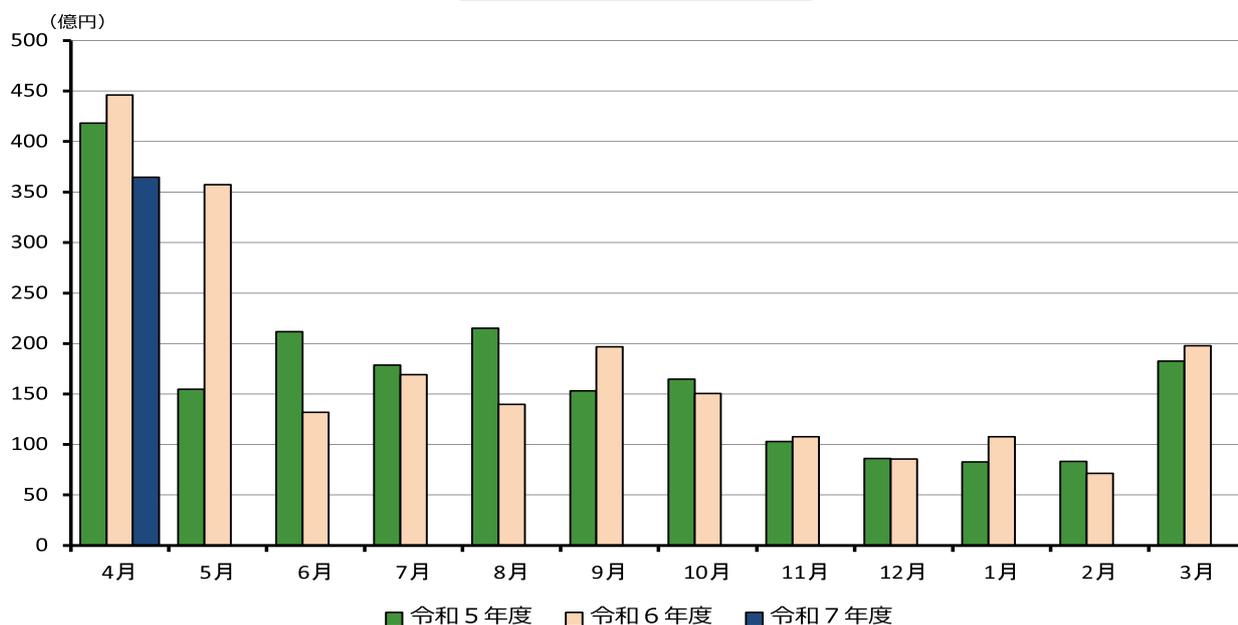
I. 単月（令和7年4月）

1. 全般の状況

（金額単位：百万円）

	件数	請負金額	増減		増減率	
			件数	請負金額	件数	請負金額
国	16	3,610	8	2,383	100.0%	194.1%
独立行政法人等	17	8,856	▲1	▲1,673	▲5.6%	▲15.9%
岡山県	159	5,404	13	▲51	8.9%	▲0.9%
市町村	99	18,103	▲4	▲7,113	▲3.9%	▲28.2%
その他公共的団体	1	469	▲7	▲1,702	▲87.5%	▲78.4%
合計	292	36,444	9	▲8,157	3.2%	▲18.3%
令和6年度	283	44,601	16	2,791	6.0%	6.7%
令和5年度	267	41,810	▲16	14,330	▲5.7%	52.1%
令和4年度	283	27,480	▲20	1,034	▲6.6%	3.9%
令和3年度	303	26,446	39	3,671	14.8%	16.1%

月別請負金額の推移



2. 地区別・発注者別請負金額の状況

(金額単位：百万円)

地区	請負金額	増減額	増減率	発注者	請負金額	増減額	増減率
岡山地区	12,531	▲11,440	▲47.7%	国	2,314	2,062	816.2%
				独法等	910	▲1,441	▲61.3%
				岡山県	1,560	▲220	▲12.4%
				市町村	7,745	▲10,735	▲58.1%
				その他	0	▲1,105	—
東備地区	1,082	▲1,824	▲62.8%	国	44	44	<
				独法等	673	▲1,715	▲71.8%
				岡山県	321	▲196	▲37.9%
				市町村	42	42	<
				その他	0	0	—
倉敷地区	12,624	8,481	204.8%	国	106	▲342	▲76.3%
				独法等	1,790	1,790	<
				岡山県	644	▲297	▲31.6%
				市町村	9,613	7,609	379.8%
				その他	469	▲278	▲37.2%
井笠地区	2,391	▲156	▲6.2%	国	905	518	133.7%
				独法等	710	▲520	▲42.3%
				岡山県	581	210	56.6%
				市町村	193	▲46	▲19.3%
				その他	0	▲319	—
高梁地区	374	▲2,497	▲87.0%	国	25	25	<
				独法等	0	0	—
				岡山県	176	82	88.1%
				市町村	171	▲2,605	▲93.8%
				その他	0	0	—
新見地区	1,996	1,876	1557.6%	国	69	69	<
				独法等	1,679	1,679	<
				岡山県	186	76	68.6%
				市町村	61	51	530.7%
				その他	0	0	—
真庭地区	3,977	▲1,269	▲24.2%	国	0	0	—
				独法等	3,093	▲1,331	▲30.1%
				岡山県	740	▲17	▲2.3%
				市町村	143	79	124.4%
				その他	0	0	—
津山地区	578	▲369	▲39.0%	国	113	▲25	▲18.2%
				独法等	0	▲133	—
				岡山県	348	▲117	▲25.1%
				市町村	115	▲93	▲44.7%
				その他	0	0	—
勝英地区	887	▲957	▲51.9%	国	29	29	<
				独法等	0	0	—
				岡山県	842	428	103.5%
				市町村	15	▲1,415	▲98.9%
				その他	0	0	—
合計	36,444	▲8,157	▲18.3%	国	3,610	2,383	194.1%
				独法等	8,856	▲1,673	▲15.9%
				岡山県	5,404	▲51	▲0.9%
				市町村	18,103	▲7,113	▲28.2%
				その他	469	▲1,702	▲78.4%

※各地区は、工事場所により区分しております。

【岡山地区】岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町

【倉敷地区】倉敷市、総社市、早島町

【高梁地区】高梁市

【真庭地区】真庭市、新庄村

【勝英地区】美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

【東備地区】備前市、赤磐市、和気町

【井笠地区】笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町

【新見地区】新見市

【津山地区】津山市、鏡野町、久米南町、美咲町

3. 資本金階層別の状況

(金額単位：百万円)

資本金	件数	請負金額	増減		増減率	
			件数	請負金額	件数	請負金額
中小計	246	9,480	▲7	▲4,160	▲2.8%	▲30.5%
大手計	26	8,780	14	3,709	116.7%	73.1%
共同企業体	20	18,183	2	▲7,705	11.1%	▲29.8%
合計	292	36,444	9	▲8,157	3.2%	▲18.3%

※「中小」は、資本金3億円未満（個人含）

4. 工種別の状況

(金額単位：百万円)

工種	件数	請負金額	増減		増減率	
			件数	請負金額	件数	請負金額
土木	195	17,298	▲2	1,821	▲1.0%	11.8%
建築	23	12,155	0	▲6,066	0.0%	▲33.3%
電気	11	3,175	▲7	▲1,061	▲38.9%	▲25.1%
管	6	2,505	▲4	▲2,892	▲40.0%	▲53.6%
測量・調査・設計	41	663	13	220	46.4%	49.8%
その他	16	645	9	▲179	128.6%	▲21.7%
合計	292	36,444	9	▲8,157	3.2%	▲18.3%

(建退共だより)

建設業退職金共済事業 加入・履行証明書の 発行基準改正について

建設業退職金共済事業の加入・履行証明書(以下、証明書)の発行基準については、電子申請方式に係る取扱いを新たに定めるとともに、適正履行の確保及び加入・履行状況の確認の強化を図るため、令和4年度に改正を行いました。

近年の官民一体となった働き方改革への取り組みや建設業の就労実態の変化等に対応するため、令和6年度より受付けする加入・履行証明願については、現場就労(掛金納付対象)日数に応じた退職給付拋出額等を負担しているかにより、適正履行を確認する基準に改正を行います。

《発行基準》

1. 共済手帳の適正更新について

「証紙貼付満了による更新手続き」又は「次回更新時期到来による更新手続き」対象の共済手帳がある場合、更新手続きを適正に行っていること。

2. 退職給付拋出額等の総額について

退職給付拋出額等の総額(①から⑤の合計から⑥を控除した額)が、被共済者の就労日数に見合う額であること。

- ①電子申請方式において、自社雇用の被共済者に掛金充当した額
- ②電子申請方式において、自社雇用の被共済者に元請が掛金充当した額
- ③共済証紙購入額
- ④前年度から繰り越した共済証紙の金額
- ⑤元請から現物交付を受けた共済証紙の金額
- ⑥下請に現物交付した共済証紙の金額

3. 証紙貼付方式を採用する公共工事について(元請のみ)

公共工事を受注し、証紙貼付方式を採用する場合は、当該公共工事に係る「工事別共済証紙受払簿」を工事完成後1年間事務所に備え付けていること。

4. 下請への適正な共済証紙の交付又は掛金の充当について(元請のみ)

下請を使って工事を行っている事業主については、1 から 3 のほか、下請への共済証紙の交付又は電子申請方式による掛金の充当が適正に行われていること。

《申請時に必要な主な書類》

決算期間内全てにおいて電子申請方式のみで掛金納付を行っている場合は、③⑤⑥は不要です。

①加入・履行証明願

②共済手帳受払簿(様式第029号)(写)

令和6年度受付け分については裏面の新様式のほか、旧様式も受付けいたします。

③共済証紙受払簿(様式第030号)(写)

令和6年度受付け分については裏面の新様式のほか、旧様式も受付けいたします。

④発行手数料

各都道府県支部ホームページでご確認ください。

⑤建退共制度に係る被共済者就労状況報告書(建退共事務受託様式第2号)(写)

※元請のみご提出ください。

決算期間内において、共済証紙を交付した最も請負金額の大きい工事に関する報告書を添付してください。下請からの共済証紙交付依頼に対して適正枚数の共済証紙を交付し、下請が受領しているかを確認します。

⑥工事別共済証紙受払簿(様式第032号)(写)

※元請のみ、建退共からの求めに応じてご提出ください。

⑦出勤簿等(写)

※②の新様式にて就労日数を記入している場合は原則不要(建退共の求めに応じて提出)。

共済手帳の更新がない方の出勤状況及び掛金納付対象日を確認します。

出勤日≠掛金納付対象日の場合、出勤簿等の対象日に印をつけてください。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部



建退共本部ホームページ

<https://kentaikyo.taisyokukin.go.jp>

《申請時に必要な書類や提出方法等についてのお問い合わせ先》

共済契約者番号：100で始まる契約者

建退共本部 相談コーナー

建退共 本部相談窓口 検索

共済契約者番号：51～97で始まる契約者

各都道府県支部

建退共 支部 検索

第179回 ハラスメントの聞き取りの問題と周知の必要性

●相談内容●

当社でセクハラが疑われるような事例が発生したとの内部通報がありました。このことについて会社としては懲戒処分に向けてどのように対応すればよいのでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省(現厚生労働省)入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に扱う。

会社としての対応の全体の概要

ハラスメントの対応としては、①事実関係を確定し、②事実関係に基づいて処分内容を検討し、③対象者を懲戒処分するという順序で行います。

特に①については事実の調査をする必要がありますが、物的証拠がないものもあり、その場合には複数の人から聞き取りを行う必要があります。そのため、聞き取りの注意点をお伝えいたします。

調査の対象の選定

ハラスメントが疑われる事情が発生した時には、誰にどのような事実を聴取するかをまず検討する必要があります。被害者、加害者はもちろんのこと、目撃者も聴取対象者となります。

とはいえ、特にセクハラは、誰も目撃者がいない状況で行われるケースが多く、その場合は、被害者、加害者以外に何も事情を知らないといったことも珍しくありません。その場合は、直後に被害者が連絡、相談をした人といったようになるべく直前直後の状況がわかる人を聴取対象者とするほかありません。

聴取の際の注意点

事実を聴き取るにあたって、注意すべきこととしては、特定の事実があることを前提に先入観を持って質問をしてはならないということです。例えば被害者が言っていることがすべて正しいと信じ込んで他の人に聞き取りを行うと、反発して事実を話してくれないということもありますし、本来聞き取るべきことを見落としてしまうということにもなりかねません。

そのため聞き取りをするにあたっては、オープンな質問、すなわち、5W1Hで時系列に沿うような形で質問をする必要があります。とはいえ、ハラスメントの認定のために必要なことを聞き出せなくては意味がありません。そのため、事前に聞き出したいことは何か、その事実を話すうえで必要な質問は何かを事前に想定しておく必要があります。

再発防止とハラスメントについての周知の重要性

ハラスメントに対する意識は、会社としては十分にシステムが構築されていたとしても、個々の従業員の意識がまだついて行っていないということは往々にしてあります。そういう意識であれば、従業員が本来ならばハラスメントに該当する行為を見たり聞いたりしたときに、会社に報告がなされない、会社が調査しても十分な協力が得られないという事態になってしまいます。

従業員に対する意識向上のためにも、研修はもちろんのこと懲戒をしたハラスメント事例については周知を行い、会社内の規律意識を高めることが必要となります。とはいえ軽微な事案において、事案の詳細まで公表してしまうことは、当事者の名誉を害することとなるため、事案の概要のみに留めるのがよいといえるでしょう。

さいごに

このようにハラスメントの問題は、様々な手順を踏まなくてはなりません。とはいえ、ハラスメントの問題を放置することはもってのほかです。事案によってどういう順番で事実調査を行うか、どのような質問をするかは変わってきます。そのため、事前に弁護士等の専門家に相談することはもちろんのこと、聴取そのものを依頼するということも推奨いたします。

(登録試験のお知らせ)

令和7年度建設業経理検定

【建設業経理検定試験】

上 期	建設業経理士検定試験（1級・2級）
受験申込 受付期間	令和7年5月13日（火）～6月12日（木） [消印有効] 申込書は5月13日（火）から配布いたします。
試験日	令和7年9月7日（日）
合格発表日	令和7年11月14日（金）
下 期	建設業経理士検定試験（1級・2級） 建設業経理事務士検定試験（3級・4級）
受験申込 受付期間	令和7年11月11日（火）～12月11日（木） [消印有効] 申込書は11月11日（火）から配布いたします。
試験日	令和8年3月8日（日）
合格発表日	令和8年5月8日（金）
受験資格	どなたでも、ご希望の級・科目から受験することができます。 ただし、1級（科目）と他の級の同日受験はできません。
申込方法	令和7年度上期試験より申込方法がインターネットのみとなりました。 ※インターネット申し込みは下記実施機関にお問い合わせください。
受験料 (消費税込)	1級（1科目） 8,120円 1級（2科目） 11,420円 1級（3科目） 14,720円 2級 …………… 7,120円 3級 …………… 5,820円 4級 …………… 4,720円 2級・3級… 12,620円 3級・4級… 10,220円

【建設業経理事務士特別研修】

※この特別研修は講習と検定試験とを組み合わせ実施するもので、研修最終日に行われる検定試験に合格すると4級または3級建設業経理事務士の資格が取得できます。

特別研修につきましては建設業振興基金のホームページをご確認ください。

<https://www.keiri-kentei.jp/training/>

【実施機関・お問合せ先】

一般財団法人建設業振興基金
東京都港区虎ノ門4-2-12

TEL (03) 5473-4581
<https://www.keiri-kentei.jp/>

〈法定外労災補償制度〉

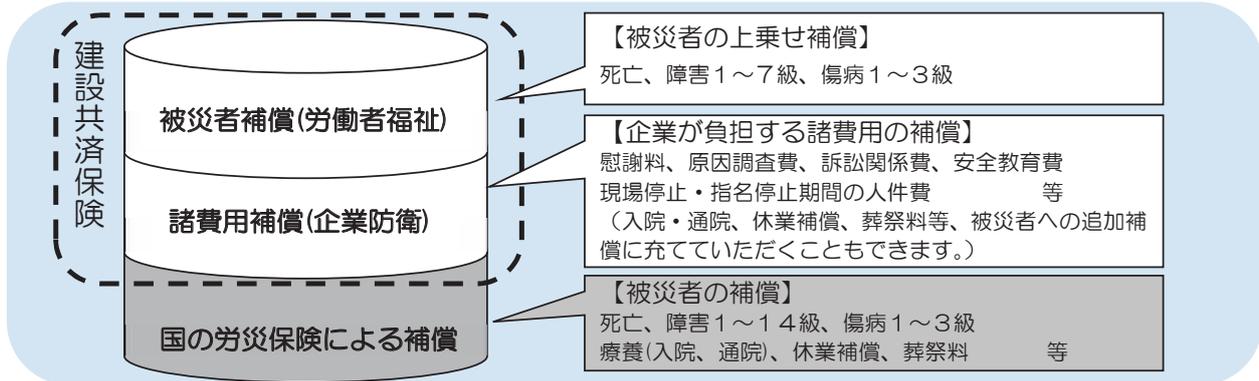
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③契約者割戻金制度で掛金負担が軽減
- ④同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ⑤元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑥代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑦経営事項審査において15点の加点

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	59,280円	22,620円
5億円	125,400円	47,850円
10億円	220,400円	84,100円
50億円	874,000円	333,500円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍、5倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ 0120-913-931

その他のお問い合わせ 03-3591-8451

URL: <https://www.kyousaidan.or.jp/> 建設共済保険



取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会

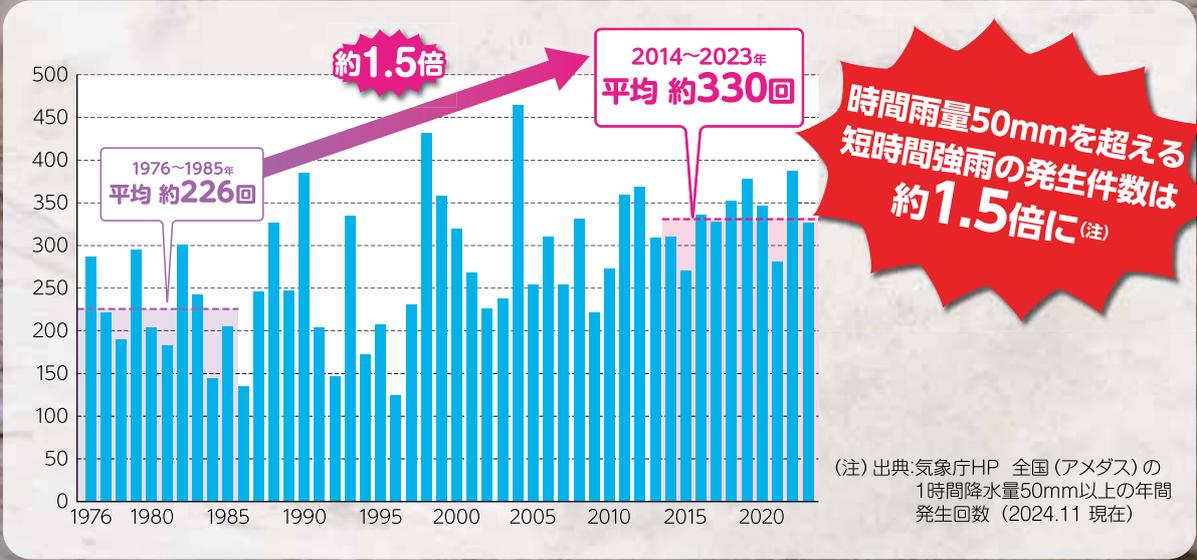
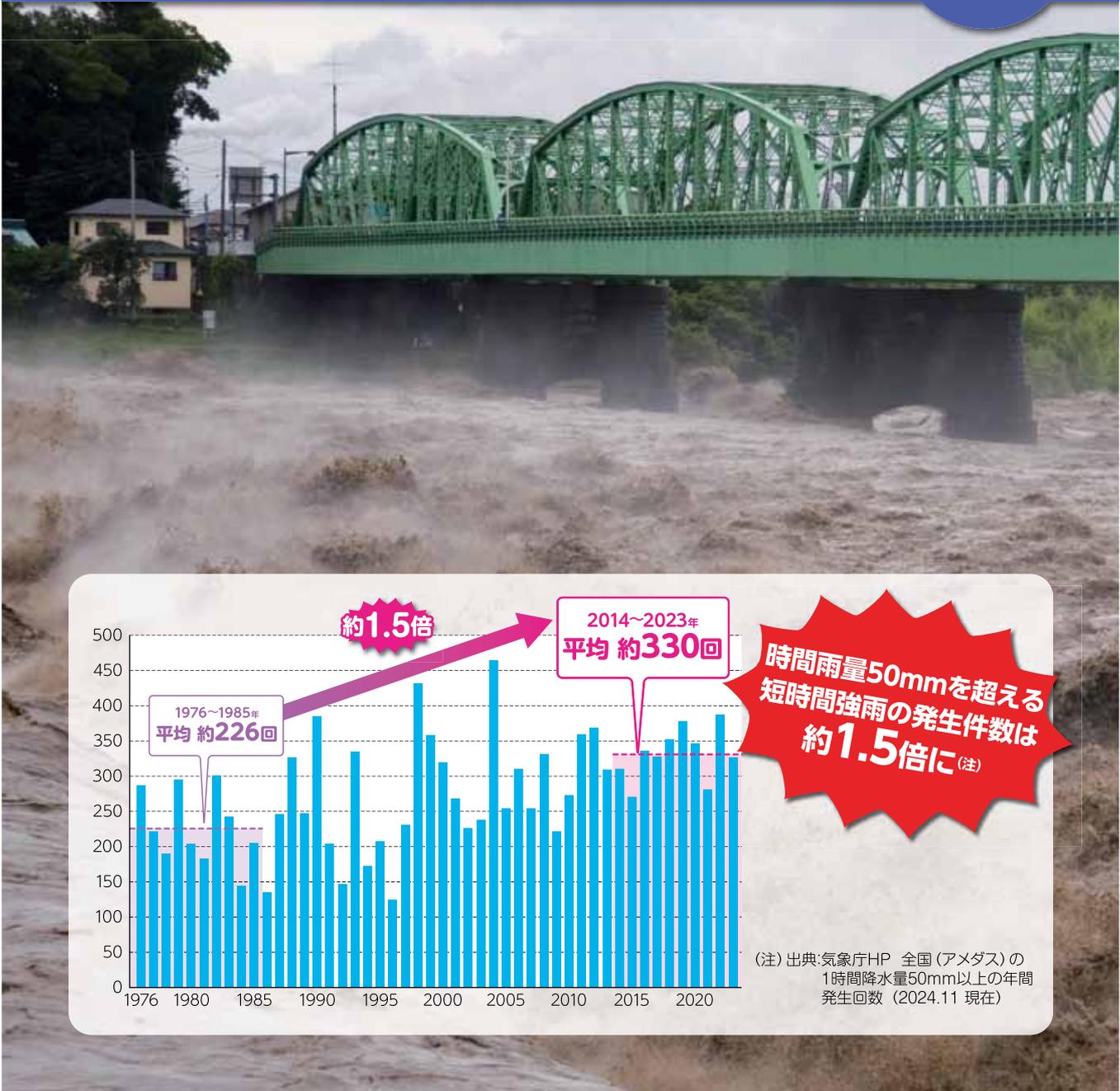
Tel 086-225-4131

検索

建設業総合補償制度

台風・集中豪雨への備えは十分ですか?

近年、大型台風や集中豪雨などによる大きな被害が、各地で多発しており、企業における水災への備えの必要性が、一層高まっています。



建設業総合補償制度で 水災事故もしっかり補償!



本制度でお支払いした水災事故例

土木工事

平成30年7月の西日本豪雨により、工事現場の進入路が破壊された

1321万3776円

強雨・雹により、道路新設工事で伐採した地盤が広範囲で崩れ、復旧費用が発生(警備の人員補強経費を含む)

1192万3662円

道路災害復旧工事中に、完成した仮設道路が雨で一部流出した

786万4500円

建設工事・組立工事

機械式の立体駐車場が豪雨により水没した

192万8240円

集中豪雨により埋没してある防火水槽が使用不能となった

488万9602円

支払限度額・免責金額

充実の補償内容

土木工事保険

1工事あたりの
支払限度額

1事故かつ1工事期間中につき

2,000万円もしくは
各工事の保険金額(=請負金額)のいずれか低い額

1事故あたりの
免責金額(自己負担額)

(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合:**0円**

(2) 盗難の場合:**10万円**

(3) (1) (2) 以外の事故による場合:**100万円** または **150万円**
*100万円か150万円のいずれかを加入時にご選択いただけます。



組立保険
建設工事保険

1事故あたりの
支払限度額

各工事の保険金額(=請負金額)

(注) 工具は、保険期間中**100万円**まで。(建設工事保険のみ補償)

1事故あたりの
免責金額(自己負担額)

(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合:**0円**

(2) (1) 以外の事故による場合:**10万円**



建設業総合補償制度に未加入の皆様、また第三者賠償補償のみご加入の皆様は、この機会に工事補償へのご加入を検討してみませんか? **第三者賠償補償とセットで加入すれば、工事補償の保険料が10%割引**となります。ご相談、お見積りはお気軽にお問合わせください。

お問合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

086-225-4133

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山第一支社
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル4階

086-225-0835

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

03-5408-1909

※このチラシは保険(土木工事保険、建設工事保険、組立工場保険)の特徴を説明したものです。詳細は建設業総合補償制度パンフレットをご覧ください。

B25-900116 承認年月:2025年4月

自転車の安全利用促進について

「自転車は車の仲間。ルールを守って乗りましょう！」

～5月は自転車月間です～

岡山県内では、自転車に関係する交通事故で、令和6年中に前年に比べて5人多い11人の尊い命が失われるなど、依然として厳しい状況にあります。

自転車は、便利で環境にも優しい乗り物ですが、車の仲間です。責任を持って交通ルールをしっかりと守ることはもちろん、歩行者や他の車両の迷惑にならないよう安全に利用してください。乗車前には、ブレーキのきき具合やライトの点灯状況、反射材が付いていることなどを確認してください。

令和5年4月から道路交通法が改正され、自転車乗車時のヘルメットの着用は努力義務となっています。ヘルメットを正しく着用した場合、非着用時と比べて交通事故による致死率が減少します。万が一の事故に備え、被害軽減を図り、命を守るため、必ずヘルメットを着用してください。

また、自転車が加害者となる交通事故により、裁判において、高額な賠償命令が出される事例が多くみられます。岡山県では、令和6年3月22日に「岡山県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定され、10月1日から自転車損害賠償責任保険等の加入が義務化されています。万が一の加害事故に備え、自転車損害賠償責任保険等へ加入しましょう。

<自転車安全利用五則>

- 1 車道は原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



岡山県交通安全対策協議会

- 7. 4.11 定例監査
- 7. 4.17 正副会長会
- 7. 4.24 理事会

**クールビズ
県民運動実施中!**
COOL BIZ

First day **5.1** Last day **10.31**

5月と10月は「移行月間」とし、気温や体調、業務上の必要性等により、個人の判断で特に柔軟に取り扱う期間としています。

デコ活
くらしの中のエコがけ

「デコ活」とは、二酸化炭素(CO₂)を減らす(DC)削減系(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を意味する「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉で、「環境意識につながる新しいエコがけ」として、県民の環境意識の向上を促すことを目的としています。

岡山県
岡山県建設業協会

ちょっとしたひと工夫で
地球に優しく
COOL BIZ **快適な生活も!**

28℃

室温目安

デコ活
くらしの中のエコがけ

「デコ活」とは、二酸化炭素(CO₂)を減らす(DC)削減系(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を意味する「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉で、「環境意識につながる新しいエコがけ」として、県民の環境意識の向上を促すことを目的としています。

デコ活

岡山県建設業協会

岡山県

発行 **一般社団法人 岡山県建設業協会**

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp